

第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画 素案

<構成>

第1章 第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画の概要

1 計画の趣旨

- (1) 計画策定の趣旨 (2) 国の動向 (3) 大阪府の動向 (4) 本市の取組

2 計画の位置づけ

- (1) 計画の位置づけと期間 (2) 他計画との関係性

3 第4期吹田市障がい者計画における基本的な考え方

- (1) 基本理念 (2) 基本的方向性 (3) 施策の体系

4 計画の策定体制

第2章 吹田市における障がい者の状況

1 人口・障がい者数の推移

- (1) 人口の推移 (2) 障がい者手帳所持者の状況 (3) 難病患者等給付金支給者の状況

2 障がい者施策に関わる市民意識

- (1) 新たな障がい福祉計画の策定に向けたアンケート
 (2) 新たな障がい児福祉計画の策定に向けたアンケート
 (3) 意見聴取会における主な意見

当日配付

第3章 第6期吹田市障がい福祉計画

1 計画の策定に当たって

- (1) 基本的事項 (2) 障害者総合支援法によるサービス体系
 (3) 成果目標、サービス見込量及びその確保策の関係性

2 成果目標

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
 (2) 精神障害にも対応した地域包括支援システムの構築
 (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
 (4) 福祉施設から一般就労への移行等
 (5) 相談支援体制の充実・強化等
 (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

3 障害福祉サービス等の利用見込みとその確保策

- (1) 自立支援給付の利用見込みとその確保策
 ア 訪問系サービス イ 短期入所(ショートステイ)
 ウ 日中活動系サービス エ 居住系サービス
 オ 相談支援

当日配付

- (2) 地域生活支援事業の利用見込みとその確保策

4 障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組

- (1) 障がい者を理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進
 (2) コミュニケーション支援の促進
 (3) 障がい者に対する虐待の防止

- (4) 事業所における利用者の安全確保及び研修等の充実
- (5) 障がい福祉人材の確保、定着及び養成

第4章 第2期吹田市障がい児福祉計画

1 基本的な考え方

2 成果目標

(1)障がい児支援の提供体制の整備等

ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

イ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

(2)相談支援体制の充実・強化等【障がい福祉計画の再掲】

(3)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【障がい福祉計画の再掲】

3 障害児支援の利用見込みとその確保策

(1)障がい児通所支援等

(2)地域生活支援事業【障がい福祉計画の再掲】

(3)子ども・子育て支援等

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

1 実施体制

2 進行管理体制

第1章 第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画の概要

1 計画の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成 28 年(2016 年)3月に策定した「第4期吹田市障がい者計画」(計画期間は令和8年(2026 年度)まで)において「住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせる まち 吹田」を基本理念に、また「当事者参画、権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進」、「障害者基本法、障害者差別解消法をはじめとする障がい者関係法制度の正しい解釈と運用」、「ライフステージを通じて、切れ目のない、谷間のない支援体制の構築」の3つの基本的方向性を掲げて、障がい者施策の総合的・計画的な推進に努めています。

また、すべての人々の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざす上での基盤となる障がい福祉サービスの方向性を明らかにするものとして、平成 18 年度(2006 年度)に第1期の「吹田市障害福祉計画」を策定して以来3年ごとに改定するとともに、平成 30 年(2018 年)3月には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法の改正を受けて新たに「第1期吹田市障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス、障がい児福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の確保に努めてきました。

「第6期吹田市障がい福祉計画」及び「第2期吹田市障がい児福祉計画」は、前計画の期間が令和2年度(2020 年度)をもって終了することから、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により計画を改定し、障がい福祉サービス等の具体的な成果目標と活動指標を設定し、その達成方策を明らかにするために策定するものです。

(2) 国の動向

前計画である「第5期吹田市障がい福祉計画」及び「第1期吹田市障がい児福祉計画」の策定に前後して、国においては、障がいのある人に関わる様々な制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が可決・成立しました。

《障害者差別解消法の施行》

平成 25 年(2013 年)に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が公布され、一部の附則を除き平成 28 年度(2016 年度)に施行されました。

この法律では、行政機関や民間事業者等における障がいを理由とする差別的取扱いによる権利侵害行為を禁止するほか、社会的障壁の除去を必要としている障がい者がいる場合に、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮がされなければならない(行政機関は法的義務、民間事業者は努力義務)と規定されました。また、国において基本方針に基づく行政職員の対応要領や事業者の対応方針が定められました。

《改正障害者雇用促進法の施行》

平成 25 年(2013 年)に「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」という。)が改正され、平成 28 年度(2016 年度)から雇用分野における障がい者差別の禁止や合理的な配慮の提供義務が定められるとともに、平成 30 年度(2018 年度)から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定されました。

《成年後見制度利用促進法の施行》

平成 28 年(2016 年)に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「成年後見制度利用促進法」という。)が公布、施行され、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない人の日常生活や財産管理を支援する成年後見制度の利用促進のための周知・啓発、市長申立の積極的活用、研修の機会の確保及び被成年後見人の権利に係る制限の見直しを図ることなどが規定されました。

《障害者総合支援法と児童福祉法の改正》

平成 30 年(2018 年)に「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定されました。

(3)大阪府の動向

大阪府においては、令和3年度(2021 年度)を始期とする「第5次大阪府障がい者計画」(第6期障がい福祉計画と第2期障がい児福祉計画の内容を含む)の策定を進めており、基本理念「全ての人間(ひと)が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」のもとに、障がい福祉施策のより総合的・計画的な推進に向けて各種の取組が進められる予定です。

(4)本市の取組

本市では、ノーマライゼーションの理念の普及に努めながら、障がい者が地域社会の構成員として主体的に地域活動等に参加し、安心して暮らせる社会をめざし、障がい者施策の基本的方向と具体的方策を推進するための指針として、平成8年度(1996年度)から10年間を期間とする「吹田市障害者計画」を策定しました。以後各5年間を計画期間とする、平成18年度(2006年度)からの「第2期吹田市障害者計画」、平成23年度(2011年度)からの「第3期吹田市障がい者計画」を策定し、現在は平成28年度(2016年度)に策定した「第4期吹田市障がい者計画」のもとに障がい者施策を総合的・計画的に推進するための取組を進めています。

平成18年(2006年)施行の障害者自立支援法(後の障害者総合支援法)では、障がい者に最も身近な市町村が福祉サービスの一元的な実施主体として位置付けられ、「障がい福祉計画」の策定が地方自治体に義務付けられました。

これを受けて本市では、国の基本方針に即して、計画的にサービス提供を推進していくために、3年間の計画期間で数値目標を設定し、サービス提供体制の確保の方策を定めた、平成18年度(2006年度)からの「第1期吹田市障害福祉計画」、平成21年度(2009年度)からの「第2期吹田市障がい福祉計画」、平成24年度(2012年度)からの「第3期吹田市障がい福祉計画」、平成27年度(2015年度)からの「第4期吹田市障がい福祉計画」、平成30年度(2018年度)からの「第5期吹田市障がい福祉計画」「第1期吹田市障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス等の利用促進と必要なサービス基盤の整備に取り組んできました。

障がい者に関わる法律と計画の状況

年 月		動 き	計 画			
			国	市		
平成 18 (2006)	4	障害者自立支援法の施行 第2期吹田市障害者計画(H18.4~H23.3) 第1期吹田市障害福祉計画(H18.4~H21.3)	障害者基本計画(第2次計画)	第2期吹田市障害者計画	第1期吹田市障害福祉計画	
	12	国連で、障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)を採択				
平成 19 (2007)	9	障害者権利条約に署名				
平成 20 (2008)	5	障害者権利条約が発効				
平成 21 (2009)	4	第2期吹田市障害福祉計画(H21.4~H24.3)		第3期吹田市障がい者計画	第2期吹田市障害福祉計画	
	12	障がい者制度改革推進会議(H21.12~H24.7)				
平成 22 (2010)	1	障害者自立支援法違憲訴訟の原告団・弁護団と厚生労働省が基本合意文書を取り交わし				
平成 23 (2011)	4	第3期吹田市障がい者計画(H23.4~H28.3)				
	6	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)が成立				
平成 24 (2012)	7	障害者基本法の改正				
	4	第3期吹田市障がい福祉計画(H24.4~H27.3)	第3期吹田市障がい福祉計画			
6	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)を制定					
平成 25 (2013)	10	障害者虐待防止法の施行				
	4	障害者総合支援法の施行				
平成 25 (2013)	4	障害者優先調達推進法の施行	障害者基本計画(第3次計画)			
	6	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)が成立				
平成 26 (2014)	1	障害者権利条約の批准				
	2	障害者権利条約の締結、日本において発効				
平成 27 (2015)	4	第4期吹田市障がい福祉計画(H27.4~H30.3)				
平成 28 (2016)	4	障害者差別解消法の施行			第4期吹	第4期吹田市障が
		改正障害者雇用促進法の施行				

	5	<u>第4期吹田市障がい者計画(H28.4～R9.3)</u> 成年後見制度利用促進法の施行			
平成29 (2017)					
平成30 (2018)	4	障害者総合支援法と児童福祉法の改正 <u>第5期吹田市障がい福祉計画・第1期吹田市障がい児福祉計画</u> <u>(H30.4～R3.3)</u>			第5期吹田市障がい福祉計画・ 第1期吹田市障がい児福祉計画
	9	第4次障害者基本計画の策定			
令和元 (2019)					
令和2 (2020)					

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけと期間

「第6期障がい福祉計画」は、本市における障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。また、「第2期障がい児福祉計画」は、本市における障がい児福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。近年めまぐるしく変動する障がい者施策の情勢に対応しながら、しっかりと両計画を推進し、障がい者施策の充実を図るために、一体的な計画として取り扱います。

本計画の計画期間は、法の規定により令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)までの3年間とします。

障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画

	第4期吹田市障がい者計画	第6期吹田市障がい福祉計画	第2期吹田市障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条第1項	児童福祉法第33条の20第1項
計画期間	令和元年度(2019年度)～令和8年度(2026年度)	令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)	令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)
内容	本市における療育、教育、就労、福祉等の幅広い分野の障がい者施策の基本的な考え方を定める計画	本市における障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画	本市における障がい児福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画

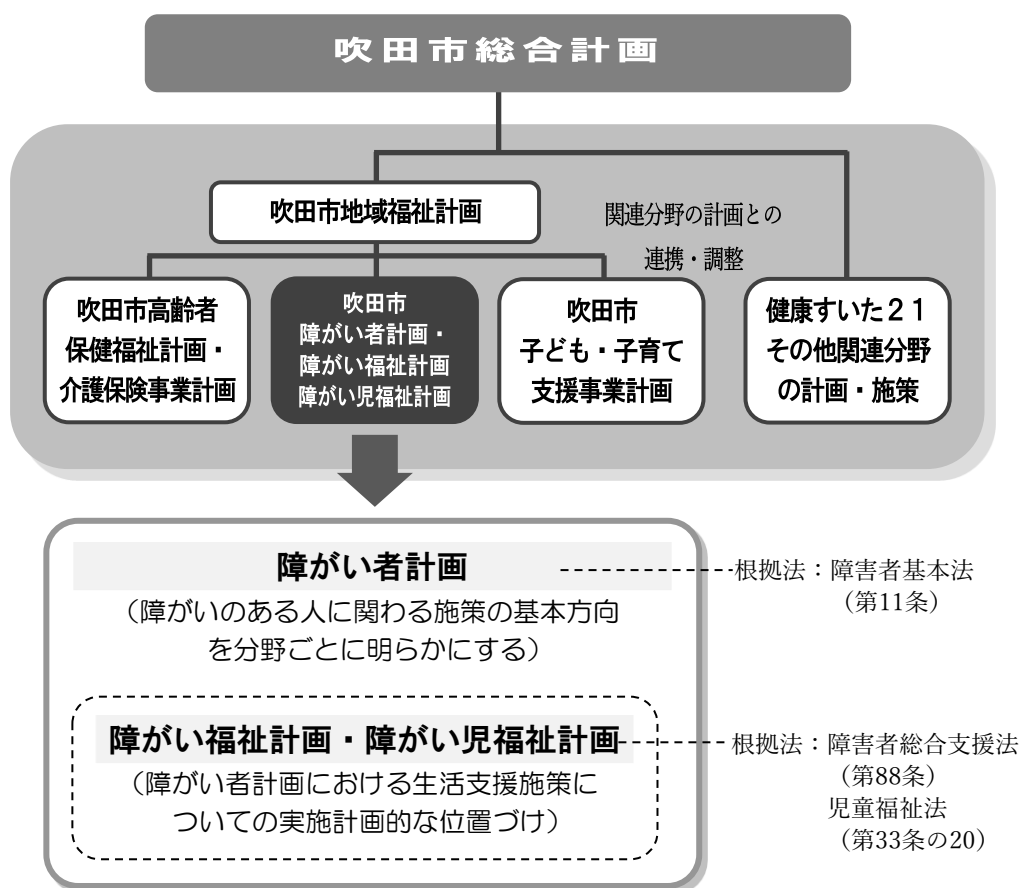
各計画の期間

	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026
総合計画	第3次総合計画				第4次総合計画							
地域福祉計画	第2次	第3次地域福祉計画						第4次地域福祉計画			第5次	
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援事業計画					第2期子ども・子育て支援事業計画				第3期		
障がい者計画	第3期	第4期障がい者計画										
障がい福祉計画	第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
障がい児福祉計画					第1期障がい児福祉計画		第2期障がい児福祉計画		第3期障がい児福祉計画			

(2)他計画との関係性

本計画は、国や大阪府の定める計画・指針等の内容を十分に踏まえながら、本市のこれからのあるべき姿やまちづくりの方向性を定めた「吹田市総合計画」の具体的な部門別計画として位置づけ、「吹田市地域福祉計画」、「吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「吹田市子ども・子育て支援事業計画」等、健康福祉分野をはじめとする各分野の関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。

他計画との関係



3 基本的な考え方

(1) 第4期吹田市障がい者計画における基本理念

住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち 吹田

障がい者は、特別な存在ではありません。吹田市における人口の 5.3%の人が障がい者手帳を所持しており、およそ 20 人に 1 人の割合です。また、理由により手帳を所持していないが、その対象となると思われる人も含めるとその割合はさらに多くなります。障がいがあってもなくても一人の市民として、住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らしていくことができるまちを実現することが必要です。

ここで掲げる基本理念は、国連「障害者権利条約」の理念をベースにしており、この基本理念をもとに各施策の具体化を推進していきます。

また、障がいの概念が個々の機能障がい・能力障がいに着目する「医学モデル」から社会的障壁との関係性に着目する「社会モデル」へと転換されようとする中、障がい者が一定割合で存在していることを前提とした「ユニバーサルデザイン社会」への転換が大きな課題となります。

併せて、国連「障害者権利条約」の制定過程のスローガンである「私たち抜きに私たちのことを決めないで」を大切に、施策の具体化にあたっては、当事者参画を基本とすることが求められています。

(2) 基本的方向性

- 当事者参画、権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進
- 障害者基本法、障害者差別解消法をはじめとする障がい者関係法制度の正しい解釈と運用
- ライフステージを通じて、切れ目のない、谷間のない支援体制の構築

1) 当事者参画、権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進

障害者基本法の第1条(目的)でうたわれている「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ためのはじめの一步が、「当事者参画、権利擁護」であり「障がいに対する理解や配慮」です。

2) 障害者基本法、障害者差別解消法をはじめとする障がい者関係法制度の正しい解釈と運用

当事者参画、権利擁護を保障するものが、障がい者関係法制度です。

特に、社会モデルを推進する中では、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切の」社会的障壁を除去することは、本計画の基本理念を実現するために不可欠なことであり、法制度を正しく解釈し運用していくことは、非常に重要なことと考えます。

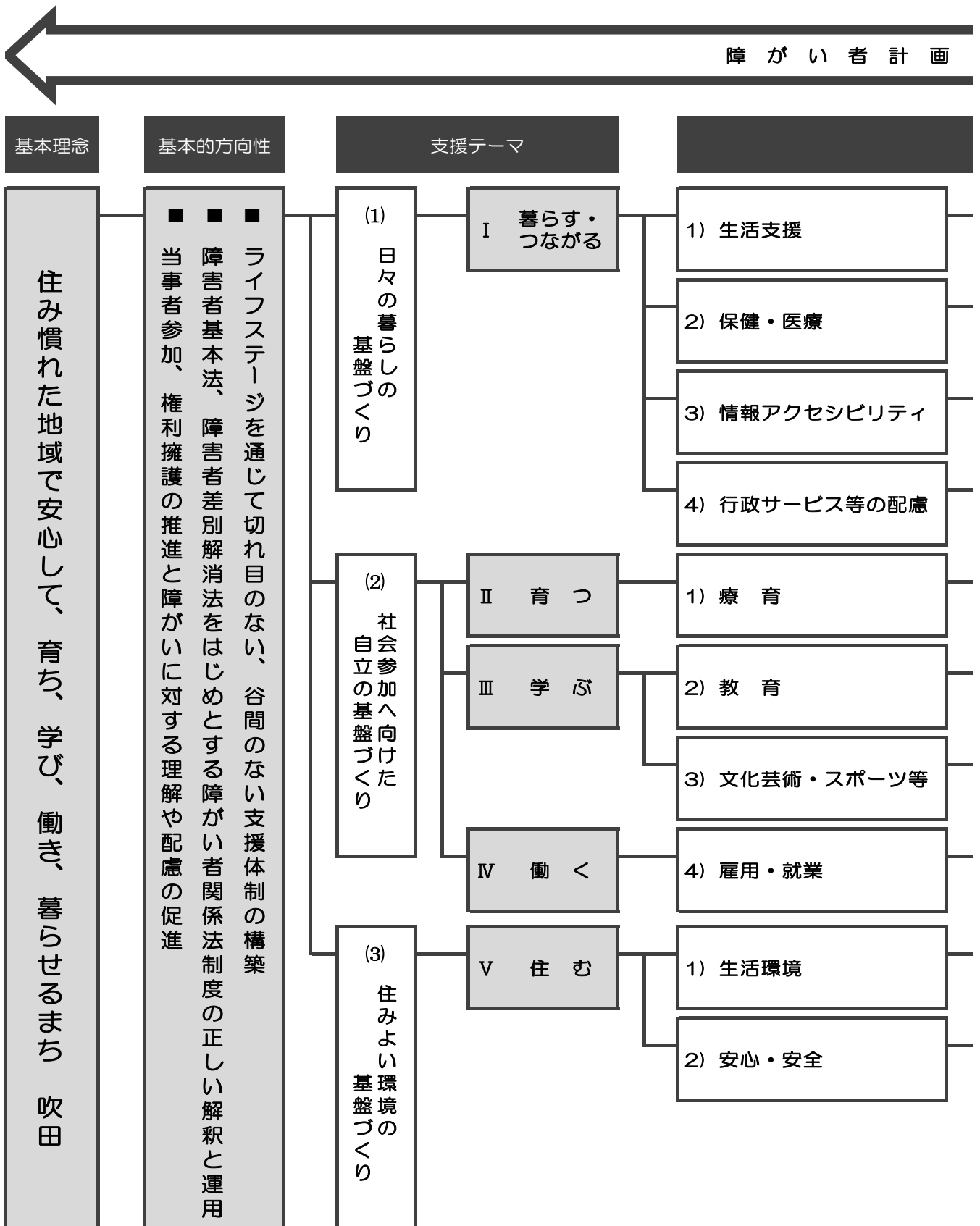
3) ライフステージを通じて、切れ目のない、谷間のない支援体制の構築

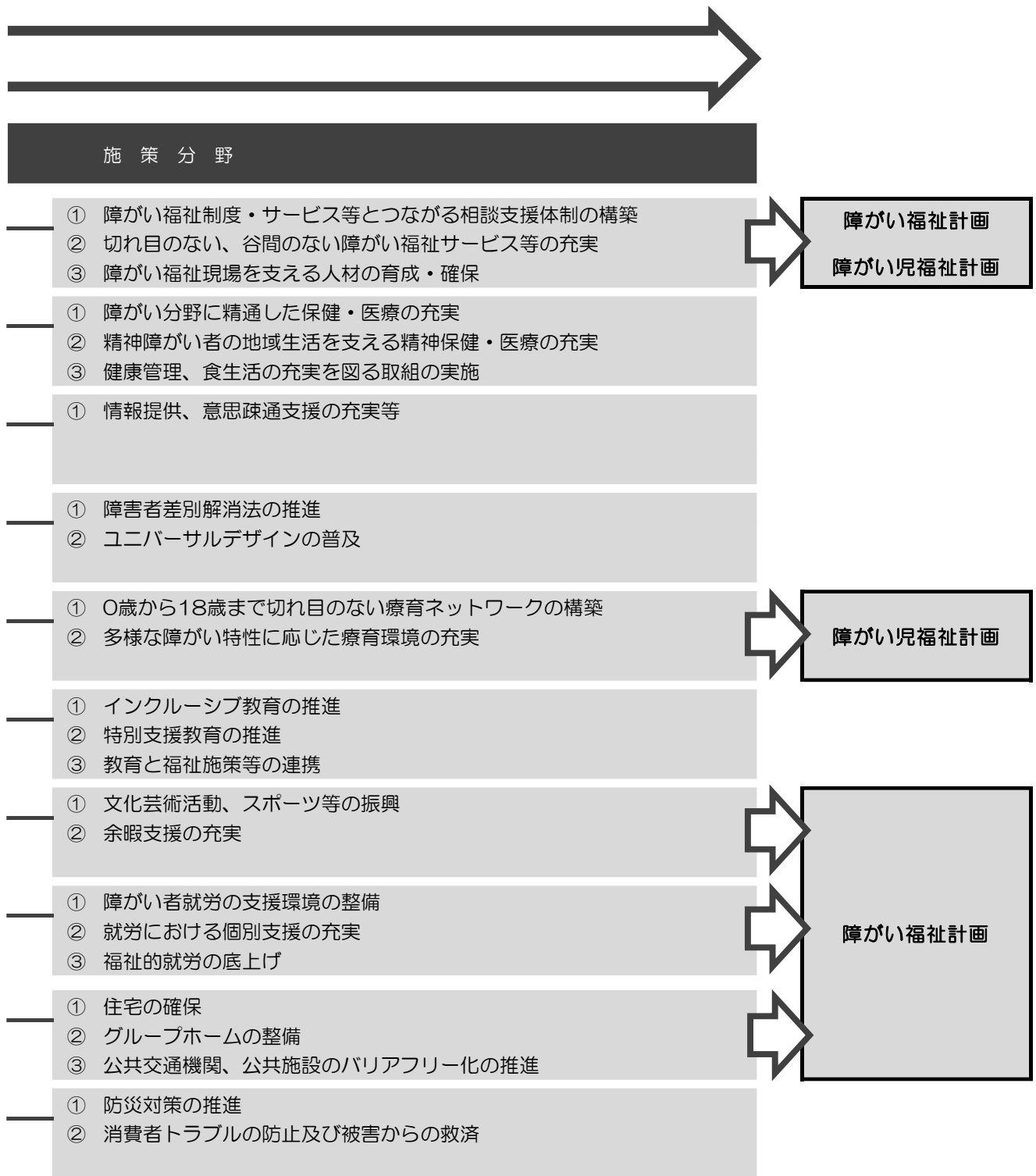
主に0歳～18歳を支援の対象とする児童福祉、主に65歳以上を支援の対象とする高齢者福祉と違い、障がい者福祉は、一生涯を支援の対象とするところに大きな特徴があります。

したがって、障がい者福祉の施策推進にあたっては、「すべてのライフステージを通じて、切れ目のない、谷間のない支援体制」という視点に立って取り組みます。

(3) 施策の体系

施策体系図





4 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者の所持者を対象として、令和2年(2020年)に実施した「新たな障がい福祉計画の策定に向けたアンケート」、通所受給者証の所持者を対象として、令和2年(2020年)に実施した「新たな障がい児福祉計画等の策定に向けたアンケート」の結果を反映しました。

また、市内の障がい者福祉に携わる社会福祉法人等の提言等を聴取したほか、計画(素案)を公表し、広く意見を聴取するパブリックコメントを実施し、そこで寄せられた意見について計画策定の参考としました。

計画策定機関としては、障がい福祉サービス等の現状と課題の分析、本計画における取組のあり方等について、学識経験者、各関係機関・団体の代表者等を委員とする「吹田市社会福祉審議会」へ諮問し、答申を受けました。また、「吹田市地域自立支援協議会」に策定状況の報告を行い、庁内各関係部署の職員で構成する「吹田市障がい者福祉事業推進本部」において計画を策定しました。

第2章 吹田市における障がい者の状況

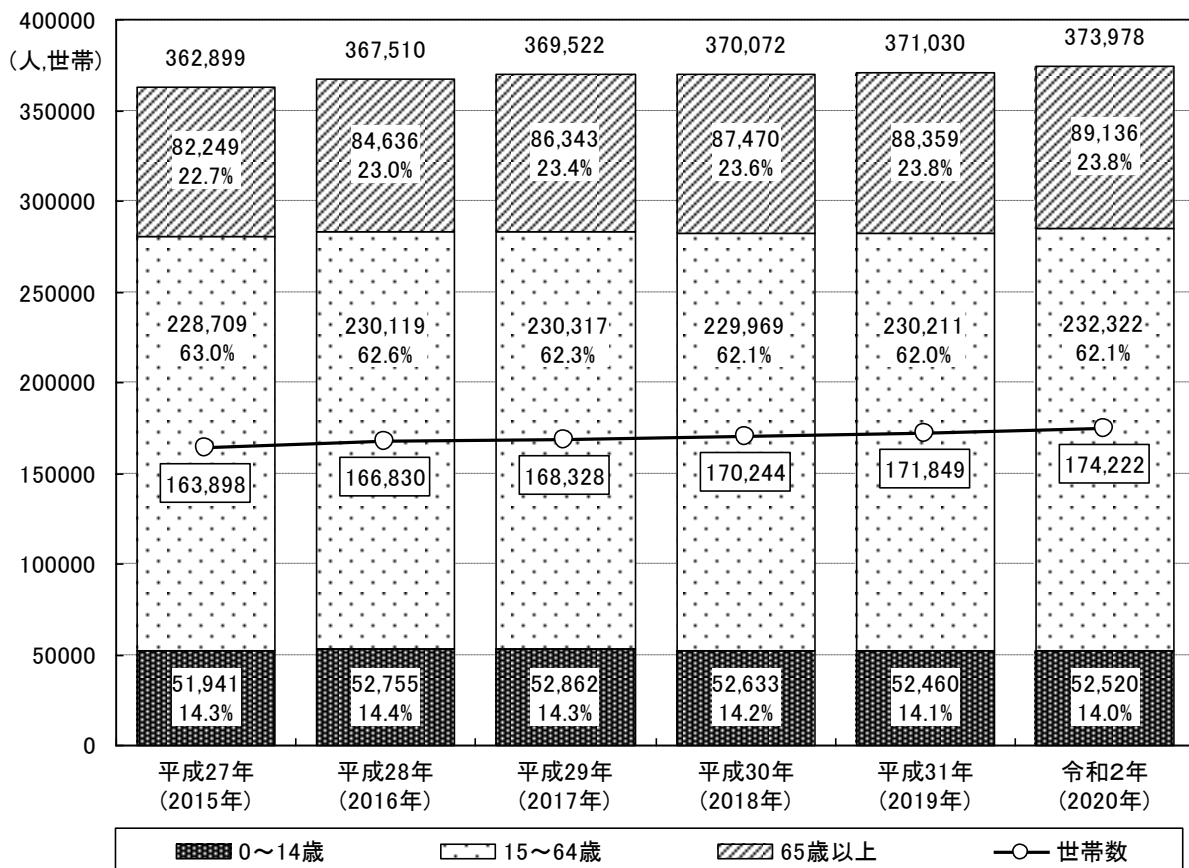
1 人口・障がい者数の推移

(1)人口の推移

吹田市の人口及び世帯数は、緩やかに増加する傾向が続いています。

年齢区分別にみると、0歳から14歳までの年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口については横ばい状況にあるのに対し、65歳以上の老年人口は増加の一途をたどっており、令和2年(2020年)3月末現在の市民全体の占める65歳以上の人の割合(高齢化率)は23.8%となっています。

人口・世帯数の推移



資料:住民基本台帳(3月末現在)

(2)障がい者手帳所持者の状況

1)概況

吹田市の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数はそれぞれ毎年増加しています。

各障がい者手帳の所持者数を合計すると、令和元年度(2019年度)末現在 20,881人(重複分を含む)となり、吹田市の人口総数の5.6%にあたります。また、平成27年度(2015年度)と比べて9.4%の増加となっています。

障がい者手帳所持者数の推移

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
人口総数 a	367,510人	369,522人	370,072人	371,030人	373,978人
手帳所持者総数 b=b1+b2+b3	19,091人	19,431人	19,883人	20,240人	20,881人
身体障がい者手帳 b1	13,888人	13,606人	14,087人	14,191人	14,479人
療育手帳 b2	2,991人	2,569人	3,073人	3,239人	3,378人
精神障がい者保健福祉手帳 b3	2,552人	2,107人	2,723人	2,810人	3,024人
精神通院医療利用者	4,999人	5,304人	5,635人	6,013人	6,282人
手帳所持者の比率 c=b/a	5.20%	5.30%	5.37%	5.46%	5.58%

※ 人口総数は各年度末現在の住民基本台帳人口(外国人を含む)

※ 各障がい者手帳所持者数は各年度末現在(総数には重複分を含む)

2) 身体障がい者

身体障がい者手帳所持者数は、令和元年度(2019年度)末現在 14,479 人で、平成 27 年度(2015 年度)と比べて 1.04 倍となっています。

主障がいの部位別にみると、肢体不自由、内部障がいの順で多く、年齢別には、18 歳未満の人は手帳交付者全体の 2.3%にとどまり、65 歳以上の人が 74.2%を占めています。また、等級別には1級の人が毎年増加しています。

主障がいの部位別・年齢別身体障がい者手帳所持者数

区 分	総 数	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	肢体不自由	音声・言語・そしゃく機能障がい	内部障がい
平成 27 年度(2015 年度)	13,894 人	881 人	968 人	8,159 人	164 人	3,722 人
平成 28 年度(2016 年度)	13,888 人	879 人	976 人	8,078 人	156 人	3,799 人
平成 29 年度(2017 年度)	14,087 人	878 人	973 人	8,121 人	159 人	3,956 人
平成 30 年度(2018 年度)	14,191 人	882 人	985 人	8,063 人	161 人	4,100 人
令和元年度(2019 年度)	14,479 人	915 人	1,010 人	8,145 人	165 人	4,244 人
うち 18 歳未満	337 人	14 人	46 人	190 人	2 人	85 人
18 歳～64 歳	3,396 人	238 人	231 人	1,935 人	55 人	937 人
65 歳以上	10,746 人	663 人	733 人	6,020 人	108 人	3,222 人

※各年度末現在

等級別・年齢別身体障がい者手帳所持者数

区 分	総 数	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
平成 27 年度(2015 年度)	13,894 人	4,085 人	2,109 人	2,453 人	3,823 人	755 人	669 人
平成 28 年度(2016 年度)	13,888 人	4,164 人	2,064 人	2,378 人	3,744 人	811 人	727 人
平成 29 年度(2017 年度)	14,087 人	4,251 人	2,068 人	2,412 人	3,713 人	821 人	822 人
平成 30 年度(2018 年度)	14,191 人	4,302 人	2,057 人	2,411 人	3,619 人	858 人	944 人
令和元年度(2019 年度)	14,479 人	4,399 人	2,049 人	2,441 人	3,638 人	892 人	1,060 人
うち 18 歳未満	337 人	146 人	72 人	55 人	35 人	10 人	19 人
18 歳～64 歳	3,396 人	1,148 人	591 人	451 人	662 人	285 人	259 人
65 歳以上	10,746 人	3,105 人	1,386 人	1,935 人	2,941 人	597 人	782 人

※各年度末現在

3)知的障がい者

療育手帳所持者数は、令和元年度(2019年度)末現在 3,378人で、平成27年度(2015年度)と比べて1.19倍となっています。

判定別にみると、重度であるAが全体の44.2%を占めて多く、各判定とも毎年増加する傾向にあります。年齢別には、18歳未満の人が30.7%、18歳以上の人が69.3%の割合となっています。また、身体障がい者手帳と療育手帳を重複して所持している人は、毎年増加しています。

判定別・年齢別療育手帳所持者数

	総数	A(重度)	B1(中度)	B2(軽度)
平成27年度(2015年度)	2,833人	1,363人	568人	902人
平成28年度(2016年度)	2,991人	1,398人	598人	995人
平成29年度(2017年度)	3,073人	1,406人	616人	1,051人
平成30年度(2018年度)	3,239人	1,459人	638人	1,142人
令和元年度(2019年度)	3,378人	1,493人	653人	1,232人
うち18歳未満	1,037人	369人	148人	520人
18歳～64歳	2,192人	1,035人	460人	697人
65歳以上	149人	89人	45人	15人

※各年度末現在

身体障がい者手帳と療育手帳の重複所持者数

	総数	A(重度)	B1(中度)	B2(軽度)
平成27年度(2015年度)	592人	491人	44人	57人
平成28年度(2016年度)	610人	502人	50人	58人
平成29年度(2017年度)	616人	505人	52人	59人
平成30年度(2018年度)	627人	516人	53人	58人
令和元年度(2019年度)	642人	528人	52人	62人
うち18歳未満	472人	385人	42人	45人
18歳以上	170人	143人	10人	17人

※各年度末現在

4)精神障がい者

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度(2019年度)末現在 3,024 人で、平成 27 年度(2015 年度)と比べて 1.28 倍となっています。等級別には、2級が 56.1%を占めており、2・3級については毎年増加しています。

通院医療費公費負担の受給者数も増加傾向にあり、令和元年度(2019 年度)末現在 6,282 人となっています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数及び通院医療費公費負担受給者数

	精神障がい者保健福祉手帳所持者数				通院医療費公費負担受給者数
	総数	1級	2級	3級	
平成 27 年度(2015 年度)	2,364 人	283 人	1,515 人	566 人	4,999 人
平成 28 年度(2016 年度)	2,552 人	278 人	1,610 人	664 人	5,304 人
平成 29 年度(2017 年度)	2,723 人	259 人	1,660 人	804 人	5,635 人
平成 30 年度(2018 年度)	2,810 人	261 人	1,620 人	929 人	6,013 人
令和元年度(2019 年度)	3,024 人	253 人	1,697 人	1,074 人	6,282 人
うち 18 歳未満	156 人	3 人	49 人	104 人	
18 歳～64 歳	2,395 人	123 人	1,381 人	891 人	
65 歳以上	473 人	127 人	267 人	79 人	

※各年度末現在

5)難病患者

難病患者等給付金支給者数は、令和元年度(2019 年度)末現在 975 人で、平成 27 年度(2015 年度)と比べて 1.24 倍となっています。

難病患者等給付金支給者数

	総数	指定難病罹患者	特定疾患罹患者
平成 27 年度(2015 年度)	787 人	783 人	4 人
平成 28 年度(2016 年度)	790 人	787 人	3 人
平成 29 年度(2017 年度)	770 人	767 人	3 人
平成 30 年度(2018 年度)	817 人	814 人	3 人
令和元年度(2019 年度)	975 人	973 人	2 人
うち 18 歳未満	14 人	14 人	0 人
18 歳～64 歳	412 人	412 人	0 人
65 歳以上	549 人	547 人	2 人

※各年度末現在

2 障がい者施策に関わる市民意識

<当日配付>

第3章 第6期吹田市障がい福祉計画

1 計画の策定に当たって

(1) 基本的事項

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づき策定するもので、本市における障害福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。

国では「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号)」(以下「基本指針」という。)を改定し、令和 3 年度(2021 年度)から令和 5 年度(2023 年度)までの第6期障害福祉計画の作成・変更に際しての考え方などを定めています。

基本指針においては、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画に定めなければならない成果目標として、次の7項目をあげています。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

吹田市では、障害福祉サービス等を計画的に提供できるよう、基本指針に即して成果目標を設定するとともに、令和 3 年度(2021 年度)から令和 5 年度(2023 年度)までの 3 年間における各種サービス等の見込量を定めます。

(2) 障害者総合支援法によるサービス体系

自立支援給付は、障がい種別によらず、障がい者の自立支援ために提供されるサービスです。

また、地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が、障がい者の日常生活及び社会生活を支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟に実施する事業です。

第 6 期障がい福祉計画における障害福祉サービス等の体系は、以下のとおりです。

<図>

自立支援給付
訪問系サービス(居宅介護・・・)
日中活動系サービス(生活介護・・・)
短期入所サービス
居住系サービス(共同生活援助・・・)
相談支援(計画相談支援・・・)

<図>

地域生活支援事業

【必須事業】

- ア 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業
- イ 相談支援事業(障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業(居住サポート事業))
- ウ 成年後見制度関連事業(成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事
- エ 意思疎通支援事業(手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業、手話奉仕員養成研修事業、入院時コミュニケーション支援事業)、手話奉仕員養成研修事業、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業(手話、要約筆記、盲ろう者、失語症向け)
- オ 日常生活用具給付等事業(介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修費))
- カ 移動支援事業
- キ 地域活動支援センター機能強化事業
- ク 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業(地域生活支援広域調整会議等事業)

【任意事業】

- ケ 日常生活支援(訪問入浴サービス、日中一時支援、巡回専門員整備)
- コ 社会参加支援(レクリエーション活動等支援、芸術文化活動振興、点字・声の広報等発行、奉仕員養成)

(3) 成果目標、サービス見込量及びその確保策の関係性

第6期障がい福祉計画においては、国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、令和5年度(2023年度)を目標年度として、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)を設定します。また、成果目標の達成状況の指標として、障害福祉サービス等の種類ごとの必要見込量(活動指標)及びその確保のための方策を定めることにより、目標の向けた取組を進めます。

<関係性についての図>

2 成果目標

国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、令和5年度(2023年度)を目標年度として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)を設定します。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 各目標の設定と考え方

(ア) 地域移行者数

目標

5人(令和元年度末時点) → 16人(令和5年度末時点)

目標値設定に当たっての考え方

国の基本指針の趣旨を踏まえつつ、令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者数(170人)の6%(11人)以上の地域生活への移行と、第5期障がい福祉計画で定める目標に満たないと見込まれる人数(5人)を加えて成果目標とします。

<参考>

● 国の基本指針

- ・ 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・ 令和2年度末目標が未達成の場合は、未達成割合を目標値に加える。

● 大阪府の考え方

国の基本指針に沿った目標設定とし、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

(イ) 施設入所者減少数

目標

0人(令和元年度末時点) → 6人(令和5年度末時点)

目標値設定に当たっての考え方

国の基本指針の趣旨を踏まえつつ、令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者数(170人)の1.6%(3人)以上の削減と、第5期障がい福祉計画で定める目標に満たないと見込まれる人数(3人)を加えて成果目標とします。

<参考>

● 国の基本指針

- ・ 令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。
- ・ 令和2年度末目標が未達成の場合は、未達成割合を目標値に加える。

● 大阪府の考え方

国の基本指針に沿った目標設定とする。

イ 現状

(ア) 地域移行者数及び施設入所者減少数ともに、第5期計画の終期である令和2年度末

の目標値を達成できない見込みです。

- (イ) 障がい者を対象に実施したアンケートの結果からは、施設入所者の中には、将来的には地域移行の意向を持つ障がい者、施設入所を続けるかどうか分からないと考えている障がい者が、少数ですがいることが分かりました。

※「現在、障がい者の入所施設で暮らしている」と回答した人(17人)のうち、約半数が「10年後も障がい者の入所施設で暮らしたい」と回答している一方で、10年後は「グループホーム」で暮らしたいと回答する障がい者が約20%、また、どのようなところで暮らしたいか「わからない」と回答する障がい者が約20%いました。

ウ 成果目標達成に向けての取組

- (ア) 施設入所者の状況や意向の把握に努めます。
- (イ) 障がい者の意向に沿った支援ができるよう、相談支援員等の知識や技術の向上を図ります。
- (ウ) 移行先の1つであるグループホームについて、日中サービス支援型共同生活援助のあり方を研究するとともに、重度化・高齢化した障がい者が安心して地域で暮らすことができるグループホームの整備を促進します。
- (エ) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対して適切な支援ができる人材を育成するため、必要な研修について受講を促進します。

エ 目標達成に関連する主な活動指標

共同生活援助、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 各目標値の設定と考え方

- (ア) 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

目標

316日(令和5年度)

目標値設定に当たっての考え方

国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、316日を成果目標とします。

<参考>

- 国の基本指針
精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする。
- 大阪府の考え方
国の基本指針に沿った目標設定とする。

(イ) 精神病床における1年以上長期入院患者数

目標

243 人(令和元年度末時点) → 230 人(令和 5 年度末時点)

目標値設定に当たっての考え方

国の基本指針の趣旨を踏まえ、大阪府の考え方に示されている目標値 8,688 人(府全体)を、令和元年度末時点の大阪府の精神病床における1年以上の長期入院患者数に占める各市町村の同患者数の割合により算出した数値(230 人)を成果目標とします。

<参考>

● 国の基本指針

国の基本指針において定める式(年齢階級別の入院受療率、推計人口、要入院継続患者の割合等を考慮した式)により、65 歳以上と 65 歳未満を分けて算定し、目標値として設定する。

● 大阪府の考え方

- ・ 大阪府(全体)では 8,688 人を目標値として設定する。
- ・ 令和元年度末時点の大阪府の精神病床における1年以上の長期入院患者数に占める各市町村の同患者数の割合により算出した数値を下限として、目標値を設定する。
- ・ 目標値の設定にあたっては、65 歳以上と 65 歳未満を区別しない。

(ウ) 精神病床における早期退院率

目標

- ・ 精神病床入院後3か月時点退院率 69%(令和 5 年度末時点)
- ・ 精神病床入院後6か月時点退院率 86%(令和 5 年度末時点)
- ・ 精神病床入院後1年時点退院率 92%(令和 5 年度末時点)

目標値設定に当たっての考え方

国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、入院後3か月時点の退院率については 69%、入院後6か月時点の退院率については 86%、入院後1年時点の退院率については 92%を成果目標とします。

<参考>

● 国の基本指針

入院後3か月時点の退院率については 69%以上、入院後6か月時点の退院率については 86%以上、入院後1年時点の退院率については 92%以上とする。

● 大阪府の考え方

国の基本指針に沿った目標設定とする。

イ 現状

第5期計画で令和2年度末の目標としていた「保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」については、現在、設置に向けて協議を進めているところです。

ウ 成果目標達成に向けての取組

保健、医療、福祉関係者による協議を実施し、ネットワークを構築することにより、連携支援体制の確保を図ります。

エ 目標達成に関連する主な活動指標

保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数、保健・医療・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数、保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

ア 目標の設定と考え方

目標

運用状況の検証及び検討の回数 年1回

目標設定に当たっての考え方

本市においては、地域生活支援拠点として平成28年(2016年)6月に「くらしの支援センターみんなのき」を設置していることから、運用状況の検証及び検討を継続的に行い、当該拠点の機能の強化を一層進めていく必要があります。こうしたことから、運用状況の検証及び検討を年1回行うことを目標とします。

<参考>

- 国の基本指針
 - ・ 各市町村又は各圏域に1つ以上の拠点を確保
 - ・ 年1回以上運用状況を検証及び検討
- 大阪府の考え方
 - 国の基本指針に沿った目標設定とする。

イ 現状

(ア) 「①地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「②一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「③ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「④人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「⑤サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つの機能について、強化していく必要があります。

(イ) 地域生活支援拠点の施設において、グループホーム、ショートステイ等の事業が実施されていますが、「親亡き後」の障がい者を障がい種別や障がい特性等に応じて支援していくため、当該拠点施設及び他の障害福祉サービス事業所等を活用し、面的整備により機能の充実を図る必要があります。

ウ 成果目標達成に向けての取組

- (ア) ニーズの高い「③緊急時の受入れ及び対応体制の確保」に向けて、拠点施設及び市内短期入所施設における緊急受入れ枠をより有効に活用し、引き続き支援体制の検討を進めます。
- (イ) 「①相談支援体制の強化」及び「⑤地域の体制づくり」については、障がい者相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化を図ります。
- (ウ) 施設や親元から安心して生活の場を移行できるよう、「②一人暮らし等の体験の機会及び場の提供」機能を担うグループホーム等の整備を促進します。
- (エ) 「④専門的人材の養成、確保」については、引き続き人材確保に係る事業を継続するとともに、拠点施設における人材養成の方策を検討します。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

ア 各目標の設定と考え方

- (ア) 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数

目標

76人(令和元年度) → 97人(令和5年度)

【就労移行支援事業】60人(令和元年度) → 85人(令和5年度)

【就労継続支援A型事業】8人(令和元年度) → 11人(令和5年度)

【就労継続支援B型事業】4人(令和元年度) → 6人(令和5年度)

目標値設定に当たっての考え方

国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、他市の事業所に通所している吹田市民を含めた形で大阪府が算出した数値を成果目標とします。

<参考>

- 国の基本指針
 - ・ 令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。
 - ・ 就労移行支援事業については1.30倍、就労継続支援A型事業については1.26倍、就労継続支援B型事業については1.23倍以上を目指す。
 - ・ 令和2年度末目標が未達成の場合は、未達成割合を目標値に加える。
- 大阪府の考え方
 - ・ 国の基本指針に沿った目標設定とする。

(イ) 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

目標

- ・ 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合 70%(令和5年度)
- ・ 就労定着支援事業所のうち支援を開始した時点から1年後の就労定着率が8割以上の事業所の割合 70%(令和5年度)

目標値設定に当たっての考え方

- ・ 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合については、国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、70%を目標とします。
- ・ 就労定着支援事業所のうち支援を開始した時点から1年後の就労定着率が8割以上の事業所の割合については、国の基本指針及び大阪府の考え方を踏まえ、70%を目標とします。

<参考>

● 国の基本指針

- ・ 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- ・ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。
- ・ 就労定着率については、令和2年度末目標が未達成の場合は、未達成割合を目標値に加える。

● 大阪府の考え方

国の基本指針に沿った目標設定とする。

(ウ) 就労継続支援 B 型事業所における工賃の平均額

目標

15,225 円(令和元年度) → 15,600 円(令和5年度)

目標値設定に当たっての考え方

新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、授産製品の販売機会も減少しており、生産活動をこれまで通り行うことが難しくなっていることから、本市においても、障がい者の工賃確保に向けた補助金制度を実施しているところです。

国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえるとともに、本市総合計画に掲げる施策指標の達成を前提としつつ、新型コロナウイルスによる生産活動の減少が令和5年度までの3年間にも影響することを勘案し、設定します。

<参考>

● 国の基本指針

就労継続支援 B 型事業所における工賃の平均額について、目標水準を設定することが望ましい。

● 大阪府の考え方

- ・ 就労継続支援 B 型事業所における工賃の平均額について、目標値を設定する。
- ・ 大阪府が提供する市町村単位での令和5年度の就労継続支援 B 型事業所における工賃の平均額の見込を参考に、令和元年度の工賃の平均額の実績よりも向上した値を目標値として設定する。

イ 現状

- (ア) 一般就労移行者数、就労移行支援事業所利用者数及び就労継続支援 B 型事業所における平均工賃額は、令和元年度時点では、第5期計画の終期である令和2年度の目標値に到達していないものの、このまま推移すれば、目標値を達成できる見込みです。
- (イ) 支援開始から1年後の職場定着率は、令和元年度時点で、令和2年度の目標値を達成しています。
- (ウ) 一方で、就労移行率3割以上の事業所の割合は、令和元年度は 0%となるなど、令和2年度目標値を大きく下回り、達成できない見込みです。
- (エ) 障がい者を対象に実施したアンケートでは、回答者の約 30%が何らかの仕事(家事等を含む)をしていると回答し、約 70%が働いていないと回答しました。働き方の内訳をみると、約 10%が福祉施設での就労、約 15%が一般就労(正規職員、アルバイトなど)でした。
- (オ) アンケートにおいて福祉施設で働いていると回答した人のうち、20.5%が働き方について「特に希望なし」、57.8%がこのまま「福祉施設で働きたい」、7.2%が「一般の職場で働きたい」と回答しました。
- (カ) 福祉施設から一般就労への移行という観点でアンケート結果をみると、まずは「一般の職場で働きたい」という希望を持つ人に対して必要な支援を行うとともに、「特に希望がない」人の状況を丁寧に把握し、必要な支援がないかを精査することが重要と考えられます。

ウ 成果目標達成に向けての取組

- (ア) 障がい者活躍推進計画に沿って、一事業者として障がい者雇用の促進に取り組むとともに、障がい者雇用に対する企業の理解促進を図ります。
- (イ) 一般就労への移行に向け、障がいの特性やニーズに合った支援が提供できるよう、事業所やその他の支援機関同士のネットワーク構築及び連携強化に向けて、引き続き検討を進めます。
- (ウ) 一般就労に向けた職業体験の機会として、市役所及び公共施設における障がい者職業実習など、就労実習の場の充実を図ります。
- (エ) 障がい者の工賃向上のため、引き続き授産製品の販売の拡充を促進します。

(オ) 障がい者優先調達の推進を図り、市役所全体の取組として浸透するよう、提供可能な授産製品や役務の周知など、市役所庁内への働きかけを積極的に行います。

エ 目標達成に関連する主な活動指標

就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援

(5) 相談支援体制の充実・強化等

ア 目標の設定と考え方

目標

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

目標値設定に当たっての考え方

本市においては、基幹相談支援センター及び市内6ブロックに障がい者相談支援センターを設置していることから、さまざまな障がい種別や多様なニーズに対応できる相談支援機関となるよう、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを成果目標とします。

<参考>

● 国の基本指針

・ 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

● 大阪府の考え方

・ 国の基本指針に沿った目標設定とする。
・ 市町村が基幹相談支援センターを設置する。

イ 現状

(ア) サービスの支給決定に先立ち作成が必要なサービス等利用計画について、全ての利用者に対しては作成できていない状況であるため、全ての利用者に対して作成できる体制を確保できるよう、計画相談支援事業者に対する補助制度を運用しているところです。

(イ) 障がい者を対象に実施したアンケートでは、障がい者相談支援センターを利用したことがあると回答した人は 16.4%、ないと回答した人は 77.8%でした。また、ないと回答した人のうち、81.7%が障がい者相談支援センターが市内6か所に設置されていることを知らないと回答しました。

(ウ) アンケートで、障がい者相談支援センターを知っているが利用したことがないと回答した人のうち、59.4%が相談することが特にないからと回答し、19.5%がどのようなことを相談すればよいかわからないからと回答しました。

(エ) 困った時や相談したい時の相談先としては、家族や親せきと回答した人が 72.8%と最

も多く、次いで病院などの医師や看護師(30.6%)、市役所(24.9%)となっており、障がい者相談支援センターと回答した人は10%でした。

ウ 成果目標達成に向けての取組

- (ア) 障がい者相談支援センターは、地域の身近な相談窓口としての機能を強化するため、センターの認知度を高める取組を行うとともに、相談者を最適なサービスにつなげるための支援の充実を図ります。
- (イ) 計画相談支援事業所における相談支援専門員の増員を促進し、全てのサービス利用者に対して、サービス等利用計画の導入を図ります。
- (ウ) 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核機関としての機能を果たすため、計画相談支援事業所や障がい者相談支援センターだけでは解決が困難な課題が発生した場合に専門的な指導や助言を行います。また、研修等を実施し、相談者のニーズを十分に引き出し、相談者の状況や意向を勘案しながら適切なサービスにつなぐことができる相談員等の育成を進めます。
- (エ) さまざまな障がいの中でも、とくに発達障がいは、診断までに時間を要するなど「見えにくい」障がいと考えられるため、支援の入口部分である相談や支援について、大阪府と連携しながら体制強化を図り、発達障がい者の意向を尊重し、最適なサービスにつなぐことができるよう取り組みます。

エ 目標達成に関連する主な活動指標

計画相談支援、総合的・専門的な相談支援の実施の有無、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数、地域の相談期間との連携強化の取組の実施回数

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

ア 目標の設定と考え方

目標

- ・ 障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行います。
- ・ 不正請求等の未然防止や発見のため、監査を担う福祉指導監査室と審査事務を担う障がい福祉室との連携体制を強化します。
- ・ 府内の指定権限を有する市町村等と、指導監査における課題や対応策について協議するとともに、適宜、情報を共有します。

目標値設定に当たっての考え方

国の基本指針の趣旨を踏まえるとともに、大阪府の考え方を踏まえ、事業所指定の権限を持つ本市の状況に置き換えて、目標を設定します。

<参考>

● 国の基本指針

- ・ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項(障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有)を実施する体制を構築する。

● 大阪府の考え方

- ・ 国の基本指針の趣旨を踏まえ、市町村においては、報酬の審査体制の強化、指導権限を有する者との協力・連携や、適正な指導監査等の実施等について目標を設定する。
 - ・ 大阪府と市町村は障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う。
 - ・ 大阪府は不正請求等の未然防止や発見のため、審査事務を担っている市町村との連携体制を構築する。
 - ・ 大阪府や指定権限を有する市町村が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導について、大阪府が府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する場を設置する。

イ 現状

- (ア) 障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について、集団指導等の場で注意喚起を行っています。
- (イ) 福祉指導監査室が行う事業所に対する実地指導の結果について、適宜、障がい福祉室と情報共有しています。
- (ウ) 大阪府が設置する「指定指導に関する調整会議」に出席し、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議しています。

ウ 成果目標達成に向けての取組

- (ア) 事業所に対して、集団指導等の場でエラーの多い項目についての注意喚起を行い、不正請求等の未然防止に向けた取組を継続します。
- (イ) 福祉指導監査室が行う実地指導の結果について、障がい福祉室と情報共有し、報酬の審査体制の強化に向けた取組を継続します。
- (ウ) 大阪府が設置する「指定指導に関する調整会議」に出席し、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議するとともに、様々な機会を捉えて、府内市町村等と情報共有し、適正な指導監査等に向けた取組を継続します。

エ 目標達成に関連する主な活動指標

大阪府が実施する件数への参加人数、審査結果を分析して共有する体制の有無及びその実施回数の見込み、指導監査結果の共有回数

3 障害福祉サービス等の利用見込みとその確保策

<当日配付>

4 障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組

(1) 障がい者を理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進

ア 現状

障がい者を対象としたアンケート調査では、「最近3年以内に、障がいがあることで差別を受けたり、偏見を感じたこと」が「ある」と回答した人が約 15%、「ない」と回答した人が約 64%、「わからない」と回答した人が約 12%でした。「ある」と回答した場合、「どのような時に差別を受けたり、偏見を感じたか」については、「まちでの人の視線」が 37%と最も多く、次いで「交通機関や建築物での配慮のなさ」が 33.8%でした。

イ 取組項目

- (ア) 公共施設の創設の際には、バリアフリー吹田市民会議(※1)の機会を活用して、障がい当事者等からの意見を踏まえて整備を進めるなど、バリアフリーの実現に向けた取組を進めます。
- (イ) 合理的配慮の提供が市役所全体の取組として十分に浸透するよう、吹田市合理的配慮庁内推進会議(※2)を開催し、効果的な取組について検討するとともに、常に合理的配慮の視点をもって業務が行われるよう、啓発を推進します。
- (ウ) 地域全体での差別解消に向けた取組を推進するため、吹田市障害者差別解消支援地域協議会(※3)を開催し、差別解消に向けた取組について検討を進めます。
- (エ) 差別解消、合理的配慮の推進やバリアフリー化に向けた取組と併せて、ユニバーサルデザインの考え方を浸透させるため施策に取組みます。

※1 バリアフリー吹田市民会議

障がい者や高齢者を含むすべての市民が安全かつ円滑に移動及び施設の利用が行えるよう、吹田市が行う公共施設の整備に際し意見聴取する場

※2 吹田市合理的配慮庁内推進会議

合理的配慮の推進のため庁内ネットワークを構築し、関係部局間が連携し効率的かつ円滑に取組を行う会議

※3 吹田市障害者差別解消支援地域協議会

障がい者差別に関する相談や差別解消の取組等の情報共有及び啓発活動等の取組を行う、地域の関係機関により構成される会議

(2) コミュニケーション支援の促進

ア 現状

障がい者を対象としたアンケート調査で、「コミュニケーションを取る時に必要な支援は何ですか」とお聞きしたところ、44.4%の人が「支援の必要がない」と回答しましたが、27.6%の人が「分かりやすい言葉で話す」こと、20.9%の人が「大きな声でゆっくり話す」と回答しました。

イ 取組項目

- (ア) 障がい者がさまざまな情報を得ることができる環境を整備するため、あらゆる情報発信について、分かりやすく、伝わりやすいものとなるよう、取組を進めます。
- (イ) 障がい者は、その特性に応じて、さまざまなコミュニケーション手段が必要であることを市民に周知・啓発するとともに、手話や点字、要約筆記等の普及に努めます。また、必要となるコミュニケーション手段の提供を促進し、障がい者の情報取得の機会拡大に取組みます。
- (ウ) サービス利用に際し、必要な情報を提供するなど、障がい者本人が自ら意思決定できるよう支援に取組みます。

(3) 障がい者に対する虐待の防止

ア 現状

- (ア) 虐待の認定件数は、平成 29 年度(2017 年度)は 29 件、平成 30 年度(2018 年度)は 24 件、令和元年度(2019 年度)は 25 件と一定の件数で推移しています。
- (イ) 事業所の職員が常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ちながら障がい者等の支援にあたるとともに、虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めため、事業所に対して研修を実施しています。
- (ウ) 障がい者を対象としたアンケート調査で、成年後見制度について、「知らない」と回答した人は 34.0%、「聞いたことがあるが、内容は知らない」と回答した人は 26.3%、「知っている」と回答した人は 33.5%でした。

イ 取組項目

- (ア) 相談支援専門員やサービス管理責任者等の事業所の従業者について、虐待防止に係る意識を持ち障がい者等及びその養護者の支援に当たり、虐待が疑われる場合の通報が行えるよう、研修の実施等、虐待事案の未然防止及び早期発見が促進される取組を促進します。
- (イ) 虐待発生時の一時保護のため、短期入所施設との円滑な連携体制を確保し、虐待を受けた障がい者等の保護及び自立支援に取組みます。
- (ウ) 権利擁護の観点から、成年後見制度について、障がい者等に広く周知及び啓発を進め、当該制度の利用促進に取組みます。

(4) 事業所における利用者の安全確保及び研修等の充実

ア 現状

- (ア) 近年、地震などの自然災害に加え、新型コロナウイルスなどの感染症が発生し、障がい福祉サービス事業所等においても、「非常時」の対応を想定しておく必要性が、強く認識されるようになっていきます。
- (イ) 障がい者団体を対象とした意見聴取では、新型コロナウイルスによる影響として、外出ができないこと、仕事や生産活動ができなくなったこと、生活用品(衛生用品も含む)の不

足、感染への恐怖感、聴覚障がい者のコミュニケーションにおけるマスク着用の影響などがあげられました。

- (ウ) 事業者を対象とした意見聴取では、新型コロナウイルスによる影響として、外出控えによる移動支援の減少、マスク着用が難しい障がい者の支援、医療との連携がとりづらくなっていることなどがあげられました。

イ 取組項目

- (ア) 障害福祉サービス事業所等において、災害等のリスクを洗い出し、あらかじめ対応策を定めておくなどのリスクマネジメントが行われるよう、集団指導等の機会を捉え、注意喚起を行います。
- (イ) 発災時に備え、各事業所においては地域や関係機関との関係性の構築を図ることが重要であることから、地域の障がいに対する理解促進に取組みます。

(5) 障がい福祉人材の確保、定着及び養成

ア 現状

- (ア) 多くの求職者と面接ができるよう、ハローワークと共同で、福祉事業者の就職面接会を実施しました。
- (イ) 事業者を対象とした意見聴取では、新型コロナウイルスによる影響として、安定した収入が得られないことによる職員の離職、感染管理の観点から、軽い体調不良でも職員を休ませること、もともとあった人材不足に拍車がかかっていることなどがあげられました。
- (ウ) 上記意見聴取で、①専門性を高めるための研修の実施、②多職種間の連携の推進、③働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知、の3つについて、それぞれどういった要素があれば取組が進むかという項目については、①に対しては、研修費補助範囲の拡大、時間がない中でも研修を受講できる方法の検討(動画配信等)、安価又は無料で呼べる優秀な外部講師の斡旋などがあげられ、②に対しては、医療との連携強化方針の検討、相談員に情報が集まり相談員を中心とした連携が取れる仕組みづくり、などがあげられています。また、③に対しては、安く利用できる求人広告媒体、複数事業所合同での説明会やPR活動の場をつくることなどがあげられました。

イ 取組項目

- (ア) 新型コロナウイルス感染症の状況においても、これまで実施してきたハローワークと共催の就職面接会の継続を検討するとともに、感染症防止対策が求められる中での有効な採用活動のあり方について、事業者の意見を聞きながら検討します。
- (イ) 福祉人材の確保にあたっては国及び大阪府と連携して取組みながら、市の取組として、研修費補助制度の活用を促進するとともに、より効果的な人材確保策について検討を進めます。
- (ウ) 確保した人材の定着に係る施策及びサービスの専門性が高められるよう人材の養成に必要な取組を進めます。

第4章 第2期吹田市障がい児福祉計画

1 基本的な考え方

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、本市における障がい児通所支援及び障がい児相談支援の種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。

障がいのある児童の健やかな育成を支援するためには、児童のライフステージに沿って保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の機関と連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制整備を図るとともに、障がいの有無に関わらず地域社会への参加が可能となるよう、適切な生活環境を整備していく必要があります。

障がい児通所支援等を必要とする児童が増加する中、早期発見・支援のための体制整備や相談支援体制の充実はより重要なものとなっており、また、民間事業所の関わりが広がる現状において、公・民のさらなる連携も必要です。

障がい児福祉計画に基づき、障がいのある、またはその疑いがある児童とその家族の多様なニーズに継続的、かつ総合的に対応するとともに、必要なときに必要な支援へと着実につないでいけるよう、関係機関と連携を強化し、取組を推進していきます。

国の基本指針や大阪府の考え方を踏まえた障がい児支援体制の確保に関する基本的な考え方は、次のとおりです。

1 地域支援体制の構築

こども発達支援センターを本市の障がい児支援の拠点施設と位置付け、福祉、医療、教育等の関係機関と連携し、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図るとともに、障がい児通所支援サービス事業所と連携し、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図ります。

また、障がい児通所支援サービス事業所に対しては、関係部局が連携し、情報共有や課題解決に向けた研修、報酬請求の過誤に対する指導、指導監査の適正な実施等に努め、支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。

2 保育、保健医療、教育等の関係機関と連携した支援

こども発達支援センターや保健センター等の子育て支援担当部局と保健医療担当部局の関係機関同士が緊密な連携を図り、障がい児通所支援の体制整備や、障がい児の早期発見・支援や健全育成を推進するとともに、児童のライフステージに沿って、教育等の関係機関へ支援を円滑に引き継いでいくよう努めます。

また、難聴児支援については、新生児聴覚検査への助成事業や乳幼児健康診査等での聴覚検査の実施により、難聴児等の早期発見や円滑かつ適切な支援・治療の実施につなげるよう努めます。

3 地域社会への参加・包容の推進

障がい児通所支援サービス事業所等と、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）、幼稚園、小学校、特別支援学校等との支援協力体制の構築に努めます。

また、障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に努めます。さらに、「第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度（2020年度）～令和6年（2024年度））との調和を保ちつつ、子育て支援施策との緊密な連携を図りながら、施策の充実に努めます。

4 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

市内に2か所ある医療型児童発達支援センターのほか、重症心身障がい児を支援する障がい児通所支援サービス事業所等により、重症心身障がい児の地域生活を支援する体制の整備に努めます。

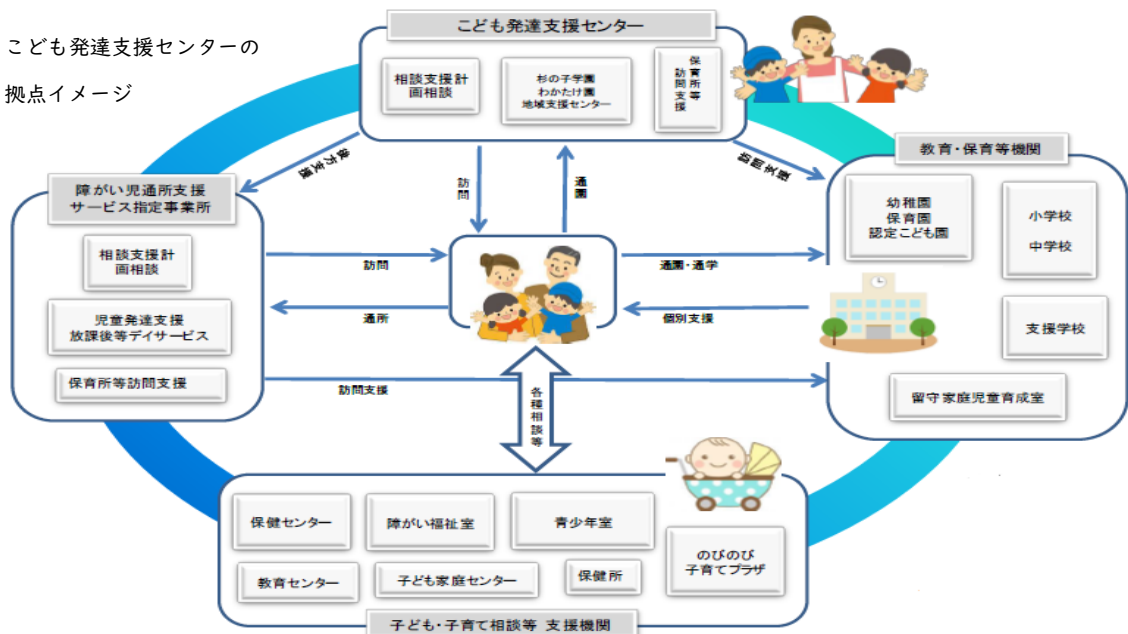
また、医療的ケア児の育ちや暮らしを支援するため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が参加する協議の場を活用した社会資源の開発・改善に努めます。

5 障がい児相談支援の提供体制

障がいのある、またはその疑いがある児童とその家族の相談窓口であるこども発達支援センターや保健センター、のびのび子育てプラザ、子育て政策室等の各機関が連携し、適切な支援につなげるよう相談支援体制の充実に努めます。

また、障がい児通所支援サービスの利用に当たっては、児童本人や家族に対する支援を継続的かつ一体的に受けられるように障がい児相談支援の利用の周知に努めるとともに、障がい児相談支援を実施する事業者の質の向上のため、こども発達支援センターによる後方支援の充実に努めます。

こども発達支援センターの
拠点イメージ



2 成果目標

第2期障がい児福祉計画では、国の基本指針及び大阪府の考え方を踏まえ、障がい児支援の提供体制の整備等に係る目標(成果目標)を設定します。

また、第6期障がい福祉計画にある成果目標のうち、障がい児支援の提供体制に関連する事項については、内容を再掲しています。

(1)障がい児支援の提供体制の整備等

ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針 大阪府の考え方

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置
- ・各市町村に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

【成果目標】

項目	年度	目標	現状
		令和5年度 (2023年度)	令和元年度 (2019年度)
児童発達支援センターの設置		福祉型 1か所 医療型 2か所	福祉型 1か所 医療型 2か所
保育所等訪問支援を実施する事業所数		3か所	3か所

【現状・考え方】

・児童発達支援センターの設置については、市内に福祉型児童発達支援センター1か所、医療型児童発達支援センター2か所を設置済みです。第1期計画に引き続き、利用環境の整備に努めます。

・保育所等訪問支援については、第1期計画では4か所としていましたが、これまでの利用実績などから、第2期計画期間の目標値は3か所としています。他の巡回・派遣型事業と連携し、役割分担をしながら、訪問支援がスムーズに実施できるよう課題を整理し、支援の充実に図ります。

イ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針

・令和5年度末までに、各市町村に1か所以上確保する

大阪府の考え方

・大阪府の成果目標を、令和元年度時点の大阪府の重症心身障がい児の数に占める各市町村の重症心身障がい児の数で按分した数値を踏まえ、目標値を設定
(本市においては児童発達支援事業所1か所、放課後等デイサービス事業所2か所)

【成果目標】

項目	年度	目標	現状
		令和5年度 (2023年度)	令和元年度 (2019年度)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数		3か所	3か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数		4か所	4か所

【現状・考え方】

・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所については、第1期計画では4か所としていましたが、これまでの利用実績や支援ニーズの動向などから、第2期計画期間の目標値を3か所と設定します。今後も利用実績や支援ニーズの把握に努めながら、重症心身障がい児の療育を進める体制整備に努めます。

・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所については、これまでの利用実績などから、第2期計画期間においても目標値を4か所とします。今後も利用実績や支援ニーズの把握に努めながら、重症心身障がい児の療育を進める体制整備に努めます。

ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針

・令和5年度末までに、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置する

大阪府の考え方

・国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに医療・障がい福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを地域の実情に応じて福祉関係1名、医療関係1名を配置

【成果目標】

項目	年度	目標	現状
		令和5年度 (2023年度)	令和元年度 (2019年度)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		設置済	設置済
医療的ケア児等コーディネーターの配置数		1名	1名

【現状・考え方】

・保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るため、吹田市域療育等関係機関連絡会を医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場と位置づけています。

・コーディネーターの配置については、大阪府の研修を修了したコーディネーターをこども発達支援センターに配置しています。こども発達支援センターでは医療・福祉の専門職が連携を図る体制を構築しており、同センターの連携体制の中で、コーディネーターを中心に関連分野の支援の調整に当たることにより、医療・福祉の両観点からの支援体制を整えます。また、保健センターが担う小児慢性特定疾病児や医療的ケア児の支援と連携し、必要に応じて民間事業所にも参加を呼びかけ、支援の充実に努めます。

成果目標に係る主な取組

- ・本市の障がい児支援の拠点施設であるこども発達支援センターと障がい児通所支援サービス事業所との連携強化を図り、事業所への訪問巡回や、吹田市障がい児支援事業者等連絡会の活動を通じた情報共有や課題解決に向けた研修の実施等により、療育水準の向上に努めます。
- ・早期発見・早期療育に向けた取組を推進するため、母子保健を担当する保健センターや、幼稚園、保育所、認定こども園や吹田市域療育等関係機関連絡会との連携を強化し、親子教室の充実や療育支援の必要な児童とその家族の把握に努めます。
- ・療育支援に当たっては、児童の特性に応じて、乳幼児期から就学後までライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。特に小学校就学時にはそれまでの支援が途切れることのないよう、丁寧な引き継ぎや継続支援体制の確保に努めます。また、児童の成長記録や支援記録等を記載したファイルの活用や保護者を対象とした支援プログラム充実等に取り組めます。
- ・市民アンケートにおいて、進学や訓練、就職など進路のことへの気がかりの割合が高かったことを踏まえ、障がい福祉室や関係部局と連携し、18歳以降の支援体制についての情報発信に努めます。
- ・こども発達支援センター等で実施している保育所等への巡回相談などの巡回・派遣型事業と連携し、役割分担をしながら、訪問支援がスムーズに実施できるよう課題を整理し、支援の充実を図ります。
- ・医療的ケアが必要な児童の支援を推進していくため、こども発達支援センターに配置する医療的ケア児等コーディネーターが中心となり、重症心身障がい児を対象とする児童発達支援、放課後等デイサービス等の通所支援等の充実を進めます。また、吹田市域小児在宅医療支援ネットワーク会議と連携し、官民共同の支援を推進します。

(2)相談支援体制の充実・強化のための取組【障がい福祉計画再掲】

(3)障がい福祉サービスの質を向上させるための取組【障がい福祉計画再掲】

3 障がい児支援の利用見込みとその確保策

成果目標を達成するため、障がい児支援の種類ごとの各年度における必要な量(活動指標)を設定します。障がい児通所支援等の必要量を見込むに当たっては、国の基本指針及び大阪府の考え方を踏まえ、それぞれの支援の月間実利用見込者数に、1人当たり月平均利用量を乗じた数量を見込量として積算することを基本とします。

また、第6期障がい福祉計画にある活動指標のうち、障がい児支援の提供体制に関連する事項については、内容を再掲しています。

(1)障がい児通所支援等

サービス名	サービス内容
児童発達支援	知的発達に障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を提供します。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童に、児童発達支援及び治療を提供します。
放課後等デイサービス	学齢期の障がい児に、放課後や夏休み等において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等に通う障がい児に、保育所等における集団生活の適応のための専門的支援を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	外出困難な重度の障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を提供します。
障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用者に、サービス利用計画書を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を提供します。

【実績】(月平均の利用児童数(人/月)、利用日数総数(人日/月)、訪問回数(回/月))

項目		年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (※2)
児童発達支援	利用児童数(人)(※1)		534	637	627
	利用日数総数(人日)		3,444	3,994	3,536
医療型児童発達支援	利用児童数(人)(※1)		64	59	44
	利用日数総数(人日)		728	689	425
放課後等デイサービス	利用児童数(人)(※1)		1,124	1,364	1,454
	利用日数総数(人日)		7,633	8,908	9,147
保育所等訪問支援	利用児童数(人)		3	4	4
	訪問回数(回)		9	15	13
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数(人)		0	2	2
	訪問回数(回)		0	5	5
障がい児相談支援	利用児童数(人)		213	288	342

(※1) 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスの利用児童数は、延べ人数

(※2) 令和2年度(2020年度)は令和2年9月までの数値

【見込量】(月平均の利用児童数(人/月)、利用日数総数(人日/月)、訪問回数(回/月))

項目		年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童発達支援	利用児童数(人)(※3)		507	537	569
	利用日数総数(人日)		4,053	4,295	4,553
医療型児童発達支援	利用児童数(人)(※3)		55	55	55
	利用日数総数(人日)		660	660	660
放課後等デイサービス	利用児童数(人)(※3)		1,303	1,538	1,814
	利用日数総数(人日)		11,728	13,838	16,329
保育所等訪問支援	利用児童数(人)		5	5	5
	訪問回数(回)		17	19	19
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数(人)		4	4	4
	訪問回数(回)		20	20	20
障がい児相談支援	利用児童数(人)		427	533	666

(※3) 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスの利用児童数は、実人数

【見込量確保のための方策】

- ・多様な事業所の参入やサービスの周知が進んだことにより、サービスを利用する児童数及び利用量の拡大が図られました。特に「放課後等デイサービス」と「児童発達支援」は、市民アンケートにおいても、利用意向が高く、第2期計画期間中も利用量の拡大が見込まれます。今後もサービスが必要な児童がスムーズに支援を受けることができるよう制度の周知や体制整備に取り組むとともに、支援の質の向上と支援内容の適正化に努めます。
- ・支援の質の向上に関しては、市民アンケートにおいても、事業所の質向上を望む割合が高かったことも踏まえ、障がい児通所支援サービス事業所に対して、研修の開催、報酬請求の過誤に対する指導、指導監査の適正な実施など支援の質の向上のための取組を推進します。
- ・支援ニーズに沿った適切な利用計画を作成し、必要に応じ家族への支援を含めたきめ細かな支援を提供するために、障がい児相談支援を実施する事業者に対し、コーディネーター機能強化に向けた研修や啓発を実施するなど、相談支援体制の充実・強化に努めます。

(2)地域生活支援事業【障がい福祉計画一部再掲】

(3) 子ども・子育て支援等

吹田市子ども・子育て支援事業計画は、地域の子育て支援の一層の充実を図ることを目的として策定しています。第2期障がい児福祉計画は、子ども・子育て支援事業計画との調和を保ちつつ、子育て支援施策と連携を図りながら支援体制の充実に努めます。

障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、子ども・子育て支援等の利用ニーズ把握及びその提供体制の整備に努めます。

第2期障がい児福祉計画期間における障がいのある児童や特別な配慮を必要とする児童の受け入れに関する定量的な目標については、次のように設定します。

【実績】

項目		年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
保育所	利用児童数(人) ※1		149	117	113
認定こども園	利用児童数(人) ※1		34	45	50
放課後児童クラブ (留守家庭児童育成室)	利用児童数(人) ※2		173	164	159

(※1) 各年度4月1日現在の人数

(※2) 各年度5月1日現在の人数

【見込量】

項目		年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保育所	利用児童数(人)		120	120	120
認定こども園	利用児童数(人)		50	50	50
放課後児童クラブ (留守家庭児童育成室)	利用児童数(人)		165	165	165

【見込量確保のための方策】

・保育所等においては、発達支援保育制度(※3)及び要配慮保育制度(※4)により、障がい児の受け入れを実施します。私立保育所等には介助員配置に対し、助成金を交付して受け入れ体制の整備を図ります。また、こども発達支援センター等の専門職員による巡回相談を実施し、保育支援や保護者支援を行います。

・放課後児童クラブ(留守家庭児童育成室)においては、特別な配慮を必要とする児童の受け入れに対して、必要に応じて指導員等を加配し、こども発達支援センター等の専門職員による巡回相談などを実施し保育に当たります。また、一定の要件を満たす児童については、モデル事業として5、6年生の受け入れを行います。

(※3)3歳児以上の発達に配慮を要する児童で、療育・医療機関から保育所等での集団保育を勧められた場合や保育所等での集団保育の必要性が特に認められる場合に、保護者に就労等の保育を必要とする事由がなくても保育所等の利用ができる制度

(※4)就労等の事由で保育所等の利用を希望し、保育所等の生活において発達の支援を希望する場合に利用できる制度

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

1 実施体制

第4期障がい者計画の基本理念及び基本的方向性に基づき、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画については、福祉部と児童部が共同で取組を推進するとともに、庁内関係所管や他の行政機関、障がい当事者及び障がい福祉団体その他地域団体等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な施策の推進に取り組めます。

2 進行管理体制

計画の円滑な推進を図るために、PDCAサイクルを導入し、取組状況や実績をとりまとめ、計画の達成状況の分析及び評価を行い、必要に応じて、計画の変更や事業の見直し等について検討します。

なお、分析及び評価にあたっては、吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会において進捗状況の報告を行い、意見交換や議論等により、障がい当事者の実態を把握するとともに、計画の推進にあたり意見等の反映に努めます。

